

町職員の給与等のあらまし

積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、令和7年度の職員の給与等の状況をお知らせします。なお、一部の項目については、令和8年4月1日現在の状況です。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①採用と退職等の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区 分	採 用	離 職						
		退 職			免 職			離職計
		定 年	死 亡	自己都合 そ の 他	分 限	懲 戒	失 職	
一般行政職				3 人				3 人
技能労務職								
医療職								
計				3 人				3 人

②職員数の状況（各年度4月1日）

区 分	7 年度	8 年度	対前年比増減数
一般会計	5 5 人	5 4 人	△ 1 人
特別会計	5 人	5 人	0 人
公営企業会計	2 人	2 人	0 人
計	6 2 人	6 1 人	△ 1 人

注1) 町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

注2) 令和8年4月1日付採用者なし

2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第4号）により平成28年4月1日より実施

3. 人件費等の状況

①人件費の状況（全会計決算見込）

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 A	人件費 B	人件費率（B／A）
7 年度	1,593人(R8.3.31)	4,381,368千円	710,513千円	16.2%
6 年度	1,673人(R7.3.31)	4,045,644千円	660,465千円	16.3%

注1) 人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計。（特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。）

注2) 人口は各年度の3月31日に住民基本台帳に記載されているもの。

②一般行政職平均給料等

区 分	令和7年	令和8年
平均給料月額	334,024円	348,524円
平 均 年 齢	43歳8月	44歳9月

注) 各年4月1日現在

③職員給与費の状況（全会計決算見込）～各年度中の採用者、退職者を含む～

区分	職員数 A	与 費				1人当たりの給与費 (B／A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7 年度	62人	250,036	43,780	109,486	403,302	6,505
6 年度	64人	248,109	37,365	102,182	387,656	6,057

④初任給及び経験年数別平均給料月額（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	経 験 年 数		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
8 年度 一般行政職	大学卒	232,000円	299,767円	338,700円	367,800円
	高校卒	200,300円	274,100円	307,000円	対象者なし
7 年度 一般行政職	大学卒	220,000円	290,850円	321,700円	351,000円
	高校卒	188,000円	250,625円	292,400円	352,800円

⑤職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内 容
扶養手当 (月額)	①子 13,000円 ②15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算 ③父母等 6,500円
住居手当 (月額)	①家賃の月額が16,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて28,000円を限度に支給

通勤手当 (月額)	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から38,700円の範囲で支給				
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当(10月～4月まで月額支給) 4,000円				
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給				
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主(扶養親族あり) 26,000円 ②世帯主(扶養親族なし) 14,500円 ③世帯主以外 9,800円				
期末・勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当	計	備 考
	6月期	1.2625月分	1.0625月分	2.325月分	※職務の区分に応じて加算措置有
	12月期	1.2625月分	1.0625月分	2.325月分	
	合計	2.525月分	2.125月分	4.65月分	
退職手当	区 分	自己都合		定 年	国の基準 4.65月分 加算措置 有
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分	
	最高限度	47.709月分		47.709月分	

⑥特別職の給料等(令和8年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	備 考
町 長	650,000円	6月期 2.325月分	加算措置：有
副町長	560,000円	12月期 2.325月分	
教育長	530,000円	合計 4.65月分	

⑦議会議員の報酬等(令和8年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	備 考
議 長	260,000円	6月期 2.075月分	加算措置：有
副議長	200,000円	12月期 2.075月分	
常任委員長	180,000円	合計 4.15月分	
議 員	170,000円		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(令和8年1月1日現在)

①勤務時間(標準的なもの)

1週間の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	正午～午後 1時00分

②年次有給休暇の取得状況(令和7年1月～12月)

全対象職員数A	総取得日数B	平均取得日数B/A
62人	670日	10.8日

注1) 後志広域連合派遣職員を除く

注2) 令和6年度退職者を除く

③病気休暇の取得状況(令和7年1月～12月)

取得職員数A	取得日数B	1人当たりの取得日数B/A
12人	115日	10日

5. 職員の休業に関する状況

区 分	人 数
育児休業	1
部分休業	1
育児短時間勤務	—

6. 職員の分限及び懲戒処分状況

①分限処分

区 分	休 職	降 任	免 職
人 数	—	—	—

②懲戒処分

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職
人 数	—	—	—	—

7. 職員の服務の状況

服務の根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から退職管理の適正を確保するため「再就職者による現職職員への働きかけ規制」等が導入されました。

このため、法の規定に基づき適正な退職管理に努めています。

9. 職員の福利厚生及び利益の保護の状況

①職員健康診査受診者数 55名

②職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

○北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職したときの年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業（住宅建設資金等貸付、疾病予防対策など）

○北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容	公費負担
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等	令和7年度実績 184千円
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等	
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等	

③職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立を行うことが出来ます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。令和7年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

10. 職員の研修の状況

研修内容	受講者数
職場内一般研修	27人
職場外一般研修（中級研修）	2人
職場外専門研修（実務研修）	1人
職場外専門研修（その他）	6人

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は上記の数値等に含まれております。